

第10期定時株主総会ご通知における 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

1. 事業報告
 - ・ 新株予約権等の状況
 - ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
2. 連結計算書類
 - ・ 連結持分変動計算書
 - ・ 連結注記表
3. 計算書類
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表

第10期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）

株式会社GA technologies

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ga-tech.co.jp/ir/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年10月31日現在)

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 8 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年5月12日	2021年2月12日
新 株 予 約 権 の 数		7,000個 (注) 1	197個 (注) 2
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 840,000株 (新株予約権1個につき 120株)	普通株式 19,700株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		1個当たり 140円	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 7,200円 (1株当たり 60円)	新株予約権1個当たり 268,600円 (1株当たり 2,686円)
権 利 行 使 期 間		2017年5月26日から 2027年5月11日まで	2023年3月2日から 2027年3月1日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 583個 目的となる株式数 69,960株 保有者数 1名	新株予約権の数 41個 目的となる株式数 4,100株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	—	—
	取 締 役 (監査等委員)	—	—

		第 1 2 回 新 株 予 約 権	第 1 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年8月25日	2022年8月25日
新 株 予 約 権 の 数		1,640個	1,640個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 164,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 164,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		1 個 当 た り 8,000円	1 個 当 た り 4,100円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個 当 た り 146,400円 (1 株 当 た り 1,464円)	新株予約権 1 個 当 た り 146,400円 (1 株 当 た り 1,464円)
権 利 行 使 期 間		2025年2月1日から 2032年9月13日まで	2026年2月1日から 2032年9月13日まで
行 使 の 条 件		(注) 5	(注) 6
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,640個 目的となる株式数 164,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 1,640個 目的となる株式数 164,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	—	—
	取締役 (監査等委員)	—	—

		第 1 4 回 新 株 予 約 権	第 1 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年8月25日	2022年9月6日
新 株 予 約 権 の 数		1,640個	364個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 164,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 36,400株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		1 個 当 た り 1,300円	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個 当 た り 146,400円 (1 株 当 た り 1,464円)	新株予約権 1 個 当 た り 100円 (1 株 当 た り 1円)
権 利 行 使 期 間		2027年2月1日から 2032年9月13日まで	2022年9月22日から 2032年9月21日まで
行 使 の 条 件		(注) 7	(注) 8
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,640個 目的となる株式数 164,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 291個 目的となる株式数 29,100株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	—	—
	取締役 (監査等委員)	—	—

- (注) 1. 当社取締役が交付された時点における総数を記載しております。
2. 当社取締役及び執行役員に交付された時点における総数を記載しております。
3. 第1回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- (1)対象新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- ① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - ② 当社普通株式につき、行使価額以下を対価とする売買その他の取引が行われた場合（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - ③ 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。
 - ④ 当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。
- (2)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 第8回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- (1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 第12回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- (1)新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年10月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された事業利益が、2,340百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における事業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益

計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

(2)新株予約権者は、新株予約権の割当日から2023年10月31日まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 第13回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

(1)新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2025年10月期において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された事業利益が、3,042百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における事業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

(2)新株予約権者は、新株予約権の割当日から2024年10月31日まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 第14回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

(1)新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2026年10月期において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された事業利益が、3,955百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における事業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- (2)新株予約権者は、新株予約権の割当日から2025年10月31日まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
8. 第15回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- (1)新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
9. 2018年4月11日付の株式分割（1株を20株に分割）、2018年10月1日付の株式分割（1株を2株に分割）及び2020年11月1日付の株式分割（1株を3株に分割）により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社の使用人等に対し交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日	2022年8月25日	2022年8月25日	2022年8月25日
新株予約権の数	4,769個	4,769個	6,735個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 476,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 476,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 673,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 146,400円 (1 株当たり 1,464円)	新株予約権 1 個当たり 146,400円 (1 株当たり 1,464円)	新株予約権 1 個当たり 146,400円 (1 株当たり 1,464円)
権利行使期間		2025年2月1日から 2032年9月13日まで	2026年2月1日から 2032年9月13日まで	2027年2月1日から 2032年9月13日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2	(注) 3
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 3,167個 目的となる株式の種類と数 普通株式 316,700株 交付者 92名	新株予約権の数 3,167個 目的となる株式の種類と数 普通株式 316,700株 交付者 92名	新株予約権の数 4,439個 目的となる株式の種類と数 普通株式 443,900株 交付者 169名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 1,602個 目的となる株式の種類と数 普通株式 160,200株 交付者 7名	新株予約権の数 1,602個 目的となる株式の種類と数 普通株式 160,200株 交付者 7名	新株予約権の数 2,296個 目的となる株式の種類と数 普通株式 229,600株 交付者 34名

(注) 1. 第9回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年10月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された事業利益が、2,340百万円を超過した場合にのみ、これ以降新株予約権を行使することができる。なお、上記における事業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から2023年10月31日まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、そ

その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
2. 第10回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年10月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された事業利益が、3,042百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における事業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から2024年10月31日まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
3. 第11回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2026年10月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された事業利益が、3,955百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における事業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から2025年10月31日まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、そ

の他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1)当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、『コンプライアンス規範』等を定める。
- ② 取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ③ 監査等委員会は、『監査等委員会監査等基準』に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ④ 当社の使用人は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに経営管理本部長に報告する。
- ⑤ コンプライアンス（企業倫理・法令遵守）を含むCSR（Corporate Social Responsibility）を推進するために制定された『コンプライアンス規範』の展開・浸透・定着を図るための推進担当部門を設置し、グループ全体のコンプライアンス統括責任者たる経営管理本部長を筆頭に、『コンプライアンス規範』の啓蒙・教育・促進を図る。
- ⑥ 当社は、法令、定款及び社内規程に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として『公益・内部通報及び懲罰に関する規程』を定め、社内外に通報窓口を設置することにより、コンプライアンスの充実を図る。また、当社は、公益・内部通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ⑦ 金融商品取引法及びその他の関連法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性及び効率性の向上」、「財務報告の高い信頼性の維持」、「資産の保全」を狙いとした内部統制の仕組みを構築し、ビジネスプロセスの運用に努める。
- ⑧ 当社は、内部監査部門を設置し、経営諸活動の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、助言・指導を実施する。
- ⑨ 当社は、反社会的勢力の排除に向けて、反社会的な活動や勢力及びその団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わらない。
- ⑩ 社内窓口部署を設置し、警察などの外部機関や関連団体との連携を進めるとともに信頼関係の構築に努めてきており、今後も引き続き、反社会的な活動や勢力及び団体との関連を排除するための社内体制を整備・強化する。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する記録・決裁書については、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理する。保存されている書類は取締役の要求に応じて、閲覧可能な状態にする。

(3)損失の危険の管理に関する規程等の体制

- ① 『リスク管理・コンプライアンス規程』に基づき、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体に関する不断のリスク管理を行うとともに、リスクの発生を未然に防止する。
- ② 万が一、リスクが発生した場合においても、初期対応に関する規程に基づき被害（損失）の極小化を図る。
- ③ グループ全体のリスク管理を網羅的に行うため、リスク管理・コンプライアンス委員会の傘下に、各グループ会社の従業員を含む委員で構成する「情報セキュリティ小委員会」、「コンプライアンス小委員会」及び「内部統制小委員会」を設置する。
- ④ 当社が行うM&A・純投資についての検討及び実施後検証を行う目的で、投資委員会を設置する。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は取締役会にて、法令・定款・社内規程の定めに基づき、重要な意思決定事項を協議し決定する。
- ② 社外取締役の招聘により、経営の透明性と意思決定の公正性をより強化する。
- ③ 職務分掌及び職務権限を明確にし、事業執行については、各事業執行部門へ権限を委譲することにより意思決定の迅速化を図るとともに、取締役は各事業執行部門の責任者に委ねた事業執行の監督を行う。
- ④ 取締役会の下部組織として、取締役及び各事業執行部門の責任者等で構成される経営戦略会議を設置し、全グループの経営課題について審議するとともに、取締役会から代表取締役に委譲された権限に関する諮問機関として、事業執行に関する重要事項の審議を行い、意思決定の適正化と迅速化を図る。
- ⑤ 取締役会は、当社及び当社の関係会社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各事業執行部門の責任者に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現する。

(5)当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ全体の運営管理及び内部統制の実施に関しては、当社各事業執行部門長がこれを管理し、全般的事項に関してはリスク管理・コンプライアンス委員会、当社経営管理本部長及び当社取締役会がこれを担当するものとする。
- ② グループ会社の管理については、『関係会社管理規程』を定め、グループ全体の業務の適正を確保する。当社経営管理本部長は、関係会社に対し、定期又は臨時に関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告を求め、取締役会に報告する。

- ③ 関係会社の損失の危険については、『関係会社管理規程』等に基づき、当社経営管理本部長が原則毎年1回以上、定期又は臨時に実地監査を行う。
- ④ 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社は、『関係会社管理規程』を定期に見直すとともに、当社経営管理本部長が関係会社の管理監督を行い、必要な報告を求める。
- ⑤ 当社取締役会は、関係会社各社の独立性を尊重しながら、グループ全体のコンプライアンスに関して、リスク管理・コンプライアンス委員会傘下のコンプライアンス小委員会を通じて統括推進する体制を構築し、横断的な管理を行うものとする。また、当社経営管理本部長は、グループ全体のコンプライアンス統括責任者として、関係会社各社のコンプライアンス及び内部統制の状況について、必要の都度、当社取締役会に報告するものとする。

(6)当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務執行を補助する使用人を置き、当該使用人は、監査等委員会に係る職務については監査等委員会の指揮命令に従うものとする。その人事評価は基本的には経営管理本部長が行うものの、監査等委員会が同意権を有し、異動・懲戒については、監査等委員会が同意権を有するものとする。

(7)当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）、関係会社の取締役及びこれらの使用人等は、法令又は定款に違反する事実、不正な事実、当社及び当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
- ② 前項により当社の監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ③ 当社経営管理本部長は、関係会社の取締役並びに監査役、使用人から法令又は定款に違反する事実、不正な事実、当社及び当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実の報告を受けた場合、速やかに当社取締役会に報告し、当該事実に関する事項を整理し当社監査等委員会に報告をしなければならない。但し、当社取締役が不正に関与している等、諸事情に鑑み当社取締役会に第一次的に報告をすることが適切ではないと思料したときは、当該事実に関する事項を当社監査等委員会に報告しなければならない。

ない。

(8)当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査の実効性を担保するため、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下、本項において同じ。）に要する費用のための予算を確保するとともに、監査等委員から、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求があったときは、速やかにこれに応じる。

(9)その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会が状況に応じた厳正な監査を実施できるよう、監査等委員が重要な会議に出席できるようにするほか取締役等と定期的に意見交換が行えるようにする。また、監査等委員会が重要な決裁書類等を閲覧できるようにする。
- ② 監査等委員会と会計監査人及び内部監査部門との相互連携が重要であるとの認識の下、定期的な打ち合わせ等による三者間での情報及び課題の共有化を通じて、効果的な監査を実施することができるようにする。
- ③ 内部監査部門を監査等委員直轄とし、監査等委員会へのレポートラインを確立するとともに、代表取締役に対するレポートラインも維持する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、取締役間の活発な意見交換に基づく業務執行の相互監視が重要であるとの認識の下、取締役会はもちろん、重要な会議体等の機会を有効活用し、意思決定及び監督の実効性並びに職務の適正の確保に努めております。当事業年度は、取締役会は13回、各種経営会議（グループ全体及びテーマ別含む。）は71回行われました。それ以外にも、取締役間の情報共有・意見交換は社内通信ネットワーク等を通じて日常ベースで頻繁に行われており、取締役の業務執行に不適切な点がないかを随時検証しております。また、各事業執行部門への権限委譲を進めることにより、意思決定の迅速化を図っております。

リスク管理に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、リスクの発生を未然に防止するとともに、取締役副社長執行役員を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、グループの全社的なリスクの洗い出し・検証・回避策の検討を行っております。さらに、リスク管理及び内部統制の見地から、同委員会の傘下に設置している「内部統制小委員会」、「コンプライアンス小委員会」及び「情報セキュリティ小委員会」の3小委員会は、グループ全社から代表者を参加させることにより、より実務的かつ実効的な対策を継続的に実施しております。

当社が行うM&Aや純投資は、「投資管理規程」に基づき、当社Management Strategy Divisionが案件の初期的取捨選択、検証を行い、投資委員会において、投資機会を選別することにより、当社の企業価値向上と各投資案件の管理の徹底を図っております。

また、監査等委員は、内部監査担当者その他関係各部署と連携し、日常的に各部署に対する監査を行っております。監査等委員には、重要な会議体の情報を共有できる環境が整えられているとともに、社内の情報へも無制限にアクセスすることができます。これらの環境及び取締役との連携を通じて、業務の適正の実効性担保に努めております。

さらに、「コンプライアンス規範」の展開・浸透・定着を実現すべく、リスク管理・コンプライアンス委員会において、定期的にコンプライアンス施策の確認等を実施するほか、法務部が全社に対し研修を行い、会社全体のコンプライアンス意識の向上に努めております。さらに、主要な事業部に専属の法務チームを配置し、重点的に研修を行っております。

内部通報制度については、「公益・内部通報及び懲罰に関する規程」に基づく厳格な運用が不可欠であるとの認識の下、社内の従事者のほか、随時監査等委員及び外部弁護士が関与し、適正な運用に努めております。

反社会的勢力の排除については、法務部及び特定の部署において、会社と関係する当事者（顧客・取引先・委託先等）につき、関係構築に際して事前確認を行うと同時に、これらの者について継続的にフォローを行うことにより、会社と反社会的勢力が関係を持つことのないよう努めております。また、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関とも緊密な連携関係を維持することにより、反社会的勢力による不当要求に対処する体制を構築しております。

連結持分変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2021年11月1日残高	7,219	10,865	△419	△0
当期利益	-	-	395	-
その他の包括利益	-	-	-	-
当期包括利益合計	-	-	395	-
新株の発行(新株予約権の行使)	19	7	-	-
自己株式の変動	-	-	-	△0
株式交換による増加	-	1,044	-	-
株式報酬取引	-	86	-	-
その他の増減	-	21	0	-
所有者との取引額等合計	19	1,158	0	△0
2022年10月31日残高	7,238	12,023	△23	△1

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の要素			合計		
	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	在活外貨	営業の算額			
2021年11月1日残高	7	0	7	17,672	-	17,672
当期利益	-	-	-	395	0	395
その他の包括利益	38	28	66	66	-	66
当期包括利益合計	38	28	66	462	0	462
新株の発行(新株予約権の行使)	-	-	-	26	-	26
自己株式の変動	-	-	-	△0	-	△0
株式交換による増加	-	-	-	1,044	-	1,044
株式報酬取引	-	-	-	86	-	86
その他の増減	-	-	-	22	2	24
所有者との取引額等合計	-	-	-	1,178	2	1,180
2022年10月31日残高	45	29	74	19,313	2	19,316

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

当社グループは、当連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2020年11月1日であります。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・ 連結子会社の数

15社

・ 主要な連結子会社の名称

イタンジ株式会社

株式会社RENOSY FINANCE

イエスリノベーション株式会社

株式会社RENOSY X

株式会社RENOSY PLUS

株式会社RENOSY ASSET MANAGEMENT

株式会社神居秒算

積愛科技（上海）有限公司

株式会社パートナーズ

株式会社リコルディ

DLホールディングス株式会社

RENOSY (Thailand) Co.,Ltd.

GA technologies (Thailand) Co., Ltd.

株式会社ダンゴネット

株式会社MtechA

当連結会計年度の連結範囲の異動は、増加6社、減少1社で、主な増減は以下の通りであります。

当年度取得・設立等により、連結子会社とした会社6社
合併により減少した会社1社

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、イエスリノベーション株式会社の決算日は11月30日、積愛科技（上海）有限公司が12月31日、株式会社リコルディが6月30日、株式会社ダンゴネットが9月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく子会社の財務数値を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4)会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権は発生日に認識しており、その他の金融資産は金融資産に関する契約の当事者となった取引日に認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

(ii) 分類及び事後測定

金融資産は、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」、又は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しており、金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しております。

「償却原価で測定する金融資産」

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価で測定し、実効金利法による償却額は当期の純損益に認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合の利得又は損失は、当期の純損益に認識しております。

「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」

資本性金融資産のうち、当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益を通じて認識すると指定したものについては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、公正価値で測定し、その変動額をその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益として認識した累積損益を利益剰余金に振替え、純損益では認識しておりません。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益に認識しております。

〔純損益を通じて公正価値で測定する金融資産〕

上記のいずれにも分類されない金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合の利得又は損失は、当期の純損益に認識しております。なお、当該金融資産に分類される資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益に認識しております。

(iii)金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。当該貸倒引当金の繰入額は純損益に認識しております。また、それ以降の期間において貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益に認識しております。

当社グループは、期末日において、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を期末日後12カ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を当該金融商品の予想残存期間の全期間にわたる予想信用損失と同額で測定しております。ただし、営業債権および契約資産については、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

信用リスクが著しく増大しているかどうかは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、その判断にあたっては、期日経過情報、債務者の財政状態の悪化、内部・外部信用格付の低下等を考慮しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・報告日時点で過大なコスト又は労力なしに利用可能である、過去の事象、現在の状況、並びに将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報

金融資産の全部又は一部を回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

② 金融負債の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、発行した負債証券をその発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の取引費用は、純損益に認識しております。

(ii) 分類及び事後測定

金融負債は、「償却原価で測定する金融負債」と「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しており、金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は販売用不動産、未成工事支出金、及び貯蔵品で構成されており、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要する費用の見積額を控除した額であります。

取得原価は主として個別法に基づいて算定されており、取得費、外注費並びに現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

④ 有形固定資産及び投資不動産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

(i) 有形固定資産

有形固定資産の測定は「原価モデル」を採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。取得原価には資産の取得に直接関連する費用、並びに解体・除去及び土地の原状回復費用が含まれております。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数にわたり、主に定額法に基づいて計上しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下の通りであります。

・建物	15年
・車両運搬具	2年
・工具器具及び備品	2年～20年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(ii) 投資不動産

投資不動産とは、賃貸収入またはキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。通常の営業過程で販売する不動産や他の管理目的で使用する不動産は含まれておりません。

投資不動産の測定は、「原価モデル」を採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。投資不動産の減価償却は、見積耐用年数にわたって主として定額法で計上しております。

主要な投資不動産の見積耐用年数は2年～7年であります。

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤ のれん

のれんの当初認識時における測定は、下記「⑬ 企業結合の会計処理」に記載しております。

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんは償却を行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は純損益として認識し、その後の戻入れは行っておりません。

⑥ 無形資産の評価基準、評価方法及び償却方法

(i) 耐用年数を確定できる無形資産

無形資産の測定は「原価モデル」を採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

無形資産は、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。減損の兆候がある場合は、減損テストを実施しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下の通りであります。

- ・ソフトウェア 3年～5年
- ・企業結合で認識した顧客関係 9年～12年

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、毎期末日に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(ii) 耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、償却を行わず、毎期及び減損の兆候を識別したときに、減損テストを実施しております。

⑦ リース

当社グループは、契約の締結時に当該契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実態に照らし、当該契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約がリースであるか又はリースを含んでいると判断しております。

(i) 借手としてのリース

借手としてのリースは、単一モデルにより、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を連結財政状態計算書上で認識しております。

リース開始日において、リース負債はリース期間における未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産はリース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で測定を行っております。

使用権資産は、リース契約の終了時まで当社グループが所有権を獲得することが合理的に見込まれる場合には見積耐用年数で、それ以外の場合には見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって主に定額法により減価償却を行っております。リース料の支払額は、実効金利法に基づき、金融費用とリース負債の返済額とに配分し、金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

リース期間は、解約不能なリース期間に、リース契約を延長又は解約するオプションの対象期間を加えた期間としております。当該オプションの対象期間は、当社グループが延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合にのみ、解約不能期間に加えております。

なお、リース期間が12ヶ月以内に終了する短期リース及び原資産が少額であるリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

使用权資産の見積耐用年数又はリース期間は2年から7年です。

見積耐用年数又はリース期間は、毎期末日に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

なお、使用权資産のうち、投資不動産の定義を満たすものは連結財政状態計算書上投資不動産として表示しています。

(ii) 貸手としてのリース

貸手としてのリースは、契約上、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが借手に移転する場合はファイナンス・リースに分類し、ファイナンス・リース以外のリースをオペレーティング・リースに分類しております。また、中間の貸手としてサブリースを行う場合は、原資産ではなくヘッドリースから生じる使用权資産を参照して、ファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リースは、リース開始日において、原資産の認識の中止を行うと共に、リース料総額の現在価値で正味リース投資未回収額を測定し、同額をリース債権として認識しております。リース料の受取額は、実効金利法に基づき、金融収益とリース債権の回収額とに配分し、金融収益は純損益に認識しております。

オペレーティング・リースは、原資産の認識を継続し、リース料の受取額は、原則としてリース期間にわたって均等に売上収益として純損益に認識しております。

(iii) セール・アンド・リースバック取引

セール・アンド・リースバック取引は売手である借手から買手である貸手への資産の譲渡が売却に該当するか否かをIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づいて判断しております。資産の売却に該当する場合は、売手である借手は、リースバックから生じた使用权資産を、資産の帳簿価額に基づき測定し、リースバックされなかった部分の損益のみを認識しております。投資用区分所有マンションのセール・アンド・リースバック取引における売却時の収入については、連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローに含めております。資産の売却に該当しない場合は、売手である借手は、譲渡した資産を引き続き認識するとともに、譲渡収入と同額の金融負債を認識し、金融取引として処理しております。

⑧ 非金融資産の減損

棚卸資産や繰延税金資産等を除く当社グループの非金融資産は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断し、減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積り、減損テストを行っております。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、少なくとも年1回又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを行っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定においては、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産又は資金生成単位の固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損の判定は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループごとに実施しており、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、当該差額を減損損失として純損益に認識しております。

複数の資産が一体となってキャッシュ・インフローを生み出しており、個別資産の回収可能価額の見積りが可能でない場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の単位を資金生成単位とし、当該資金生成単位に含めて減損テストを行っております。企業結合により取得したのれんは、企業結合のシナジーから便益が得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分して減損テストを行っております。全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合は、全社資産が帰属する資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額を算定して減損テストを行っております。

資金生成単位又は資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まず当該資金生成単位又は資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループ内の他の資産の帳簿価額に基づく比例按分により他の資産に配分しております。

過去に認識した減損は、期末日ごとに減損の戻入の兆候の有無を評価し、減損の戻入の兆候が存在する場合は、回収可能価額まで戻し入れを行っております。ただし、のれんに関連する減損損失は戻し入れを行っておりません。また、減損損失の戻入は、過年度に減損損失を認識しなかったとした場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額を上限としております。

⑨ 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金として認識する金額は、当該債務に係るリスクや不確実性を考慮した最善の見積りであります。貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、引当金は当該債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しております。

⑩ 外貨換算

(i) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートを適用することにより、機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。取得原価で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートで換算しております。

外貨建取引の決済及び換算によって生じる換算差額は、純損益に認識しております。ただし、非貨幣性資産及び負債の評価替えに係る利益又は損失がその他の包括利益に認識される場合は、為替差額もその他の包括利益に認識しています。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整表を含め、連結決算日の為替レートで表示通貨に換算しております。また、在外営業活動体の収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中の平均レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分及び、支配又は重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、換算差額は処分損益の一部として純損益で認識しております。

⑪ 収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する

当社グループは、主要な事業としてRENOSYマーケットプレイス事業、ITANDI事業を行っております。これらの事業から生じる収益は、顧客との契約に従い計上しており、それぞれの履行義務に関する情報、取引価格の決定方法、収益の認識時期等は、以下の通りであります。

不動産売買事業

不動産売買事業は主に投資用区分所有マンションの販売に区分され、主な収益を以下のとおり認識しております。投資用区分所有マンションの販売は、仕入から販売までを一気通貫体制で一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時期に売買代金の支払いを受けております。

なお、当社グループは販売した投資用区分所有マンションの一部について、中間の貸手としてのサブリース契約に基づく取引についてIFRS第16号「リース」に基づきセール・アンド・リースバック取引として会計処理をしております。この結果、売上収益は、顧客が獲得した支配に対応する金額を計上しております。

ITANDI事業

ITANDI事業は、不動産の賃貸領域において、テクノロジーによって不動産賃貸のプロセスをオンラインで完結させる仕組みを提供しております。具体的には、BtoBサービスである不動産仲介会社及び管理会社向け業務支援システムや業者間サイト（「ノマドクラウド」、「ITANDI BB（イタンジビービー）」、「ITANDI BB（イタンジビービー）+」）とBtoCサービスであるセルフ内見型お部屋探しサイト「OHEYAGO（オヘヤゴー）」の連動等によって、正確な賃貸物件の情報提供からスピーディーな不動産賃貸手続きまでの実現を図っております。BtoBサービスの主要なサービスラインとして、不動産仲介会社向けの営業支援クラウドシステム「ノマドクラウド」、リアルタイム不動産業者間サイト「ITANDI BB（イタンジビービー）」及び管理会社と仲介会社、入居希望者間のやり取りの自動化を実現する「ITANDI BB（イタンジビービー）+」があり、様々なクラウド（SaaS）等のサービスを提供しております。

クラウド（SaaS）サービスの提供は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。BtoCサービスであるセルフ内見型お部屋探しサイト「OHEYAGO（オヘヤゴー）」の運営事業では、サイトに物件情報を掲載し賃貸借契約に至るための各種サービスを提供することで貸主または管理会社より対価として受領した金額を収益として認識しています。また、入居者に対して仲介業務及び賃貸借契約に至るための各種サービスを提供することで対価として受領した金額を収益として認識しています。いずれも契約等に基づき賃貸借契約が成約となるためのサービスを提供する義務を負っており、賃貸借契約が成約となる時点で履行義務が充足されるため、同時点で収益を認識しております。

取引価格は各種契約により決定され、BtoBサービスは役務提供月の翌月までに役務提供額の支払いを受けており、BtoCサービスに関しては役務提供と同時に支払いを受けております。

⑫ 従業員給付、退職後給付

(i) 短期従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12ヶ月以内に決済の期限が到来する従業員給付をいい、ある会計期間中に従業員が勤務を提供した場合に、当社グループは当該勤務の見返りに支払うと見込まれる割り引かない金額で認識しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる追加金額として測定しております。

なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的または推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

(ii) 退職後給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため確定拠出制度のほか、従業員選択制による確定給付企業年金基金への加入制度を設けております。

確定拠出制度は、雇用主が一定の掛金を公的又は私的管理の年金保険制度に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

複数事業主制度による企業年金基金への加入は、確定給付制度としての会計処理を行うために十分な情報を入手できないため、複数事業主制度への拠出額を従業員が勤務を提供した期間に費用として認識し、確定拠出制度と同様の会計処理を行っております。

⑬ 企業結合の会計処理

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。企業結合に関連して発生する取引関連費用は、発生時に純損益に認識しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産又は負債及び従業員給付契約に関連する負債又は資産は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識及び測定しております。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って取得日に売却目的保有に分類され取得した非流動資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しております。
- ・被取得企業の株式に基づく報酬取引に係る負債もしくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式に基づく報酬取引の当社の株式に基づく報酬取引への置換えに係る負債もしくは資本性金融商品は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しております。

取得対価が被取得企業における識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益に計上しております。

企業結合が生じた連結会計年度の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、会計処理が完了していない項目について暫定的な金額で連結財務諸表上認識しております。測定期間中、取得日時点で存在し、それを知っていたならば取得日時点で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況について入手した新しい情報を反映するために、取得日時点で認識した暫定的な金額を遡及修正しております。測定期間は取得日から1年を超えることはありません。

非支配持分の追加取得については、資本取引として処理しているため、当該取引からはのれんは認識していません。

すべての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合取引（共通支配下における企業結合取引）については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

のれん及び無形資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん7,590百万円（うち、株式会社神居秒算及び積愛科技（上海）有限公司ののれん1,054百万円）
無形資産3,582百万円（うち、株式会社神居秒算及び積愛科技（上海）有限公司の無形資産245百万円）
のれん及び無形資産に係る減損損失 -百万円

(2)連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、非金融資産について回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には減損テストを実施しております。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、毎期及び減損の兆候を識別した時に減損テストを実施しております。

非金融資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額の算定は、将来の事業計画における売上予測や割引率等、多くの仮定及び見積りに基づき実施されており、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社神居秒算及び積愛科技（上海）有限公司は、中華圏の投資家等と日本の不動産をマッチングするプラットフォーム「神居秒算」サイトを提供しており、「神居秒算」を通じて中華圏の投資家等を日本の不動産会社へ送客することにより送客手数料等を受け取る事業（以下、神居秒算事業）を行っております。

神居秒算事業の回収可能価額は使用価値で算定しております。使用価値は、経営者によって承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を、加重平均資本コストをもとに算定した割引率で現在価値に割り引いて算定しております。事業計画は外部情報に基づき、過去の経験を反映したもので、5年を限度としており、その主要な仮定は、反響数、成約率、単価、反響獲得コストです。事業計画の予測期間を超えた後のキャッシュ・フローの見積額は、神居秒算事業が属する市場の長期平均成長率の範囲内で見積った成長率をもとに継続価値を算定しております。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、神居秒算事業においては、国境を越えた取引の困難化に伴う販売活動の停滞が継続しており、今後も一定程度影響が残るものの、2023年10月期以降徐々に回復に向かうものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

なお、減損テストを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回ったため、減損損失を認識しておりません。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

その他の金融資産（非流動）	18百万円
棚卸資産	821百万円
土地	22百万円
計	862百万円

② 担保に係る債務

社債及び借入金（流動）	1,044百万円
社債及び借入金（非流動）	184百万円
計	1,229百万円

(2)資産から直接控除した貸倒引当金

流動資産	100百万円
非流動資産	-
計	100百万円

(3)有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

629百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 36,622,795株

(2)剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3)当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,037,340株

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、事業規模拡大を通じて持続的な中長期的な成長を行い企業価値最大化を実現するために、財務的健全性を確保することを資本管理の基本方針としております。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。当社グループではデリバティブを用いた投機的な取引は行わない方針であります。

③ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）管理

当社グループは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させる信用リスクに晒されております。営業債権については、与信管理規程に従い取引相手ごとに期日及び残高の管理を行っております。支払期限を大きく超過し、その全部または一部について回収ができない、または回収が極めて困難であると判断された場合、あるいは債務者に重大な財政的困難が生じて債権の回収が困難であると判断された場合に債務不履行が生じていると判断しております。信用リスクが増大しているか否かは債務不履行が発生するリスクの変動により判断をしております。

金融保証契約を除き、当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャー（保有する担保及びその他の信用補完を考慮に入れない）は、連結財政状態計算書に表示している金融資産の減損後の帳簿価額であります。

金融保証契約に係る信用リスクの最大エクスポージャーは、金融保証の提供に関して保証の実行を求められた場合に支払わなければならない最大の金額であって、当連結会計年度1,535百万円であります。

④ 流動性リスク管理

当社グループは、営業債務やリース負債などの金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループでは、市場環境や長短バランスを考慮の上、金融機関からの借入れ・コミットメントラインの取得やリース等による間接調達のほか社債発行による直接調達の適切なバランスを図ること等により、当該リスクを管理しております。

⑤ 金利リスク管理

当社グループは、借入金や社債、リース負債等、有利子負債による資金調達を行っております。有利子負債の一部は変動金利であることから、金利変動により支払利息が増加するリスクに晒されています。長期の資金調達においては、金利市場の動向により、変動金利と固定金利のバランスを考慮して決定しており、短期の資金調達においては、原則として変動金利としております。変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的なモニタリングを行っております。

(2)金融商品の公正価値に関する事項

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、報告期間の末日で発生したものとして認識しております。

① 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下の通りであります。

なお、当連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替は行われておりません。

	(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(資産)				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	77	-	434	511
その他	-	-	83	83
合計	77	-	517	594

② 公正価値で測定されない金融商品

連結計算書類において公正価値で測定されない金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下の通りであります。帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は含めておりません。

(百万円)

	帳簿価額	公正価値
(負債)		
長期借入金 (注)	3,779	3,784
社債 (注)	400	404
合計	4,179	4,188

(注) 1年以内に返済又は償還予定の残高を含んでおります。

③ 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、以下の通りであります。

(社債及び借入金)

社債及び借入金の公正価値は、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

社債及び借入金の公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(公正価値で測定する金融資産)

主に株式等の資本性金融商品であり、上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定し、非上場株式等の公正価値については、類似企業比較法、収益還元法及び簿価純資産法を併用して算定しております。公正価値の測定に主として使用されるインプットは、市場参加者が資産又は負債の価格を決定する上で使用している前提条件についての連結会社の判断を反映した観察不能なインプットであり、公正価値はEBITDA倍率の上昇（下落）、割引率の下落（上昇）、純資産簿価の上昇（低下）等により増加（減少）することとなります。レベル3に分類された資産については公正価値測定の評価方針及び手続きに従い、担当部署が対象資産の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

6. 投資不動産に関する注記

(1)投資不動産の状況に関する事項

当社グループでは、投資用区分所有マンションの一部について、中間の貸手としてのサブリース契約におけるヘッドリースから生じる使用权について、連結財政状態計算書上投資不動産として表示しています。

(2)投資不動産の公正価値に関する事項

(百万円)

	当連結会計年度 (2022年10月31日)	
	帳簿価額	公正価値
投資不動産	14,607	18,576

投資不動産の公正価値は、残存契約期間内の賃貸料収入に空室率を加味した上で現在価値に割引計算を行うことにより算定しております。投資不動産の公正価値ヒエラルキーは、観察可能でないインプットを含むことからレベル3に分類しております。なお、公正価値ヒエラルキーの定義については連結注記表「5. 金融商品に関する注記」に記載しております。

7. 収益認識に関する注記

(1)収益の分解

売上収益の分解は、以下の通りであります。

(百万円)

	報告セグメント			その他	連結
	RENOSY マーケットプレイス	ITANDI	計		
顧客との契約から認識した収益					
不動産売買事業	104,479	-	104,479	-	104,479
ITANDI事業	-	2,032	2,032	-	2,032
その他	2,193	-	2,193	691	2,885
計	106,672	2,032	108,705	691	109,397
その他の源泉から認識した収益	4,170	-	4,170	1	4,171
合計	110,843	2,032	112,876	693	113,569

その他の源泉から認識した収益には、IFRS第9号「金融商品」に基づく金融保証契約に係る家賃保証収入及びIFRS第16号「リース」に基づくサブリース事業における賃貸収入が含まれております。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4)会計方針に関する事項」に記載の通りであります。

(3)当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高に関する情報

(百万円)

	当連結会計年度 (2022年10月31日)
顧客との契約により生じた債権	417
契約資産	52
契約負債	507

② 契約残高に関する情報

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識しておらず、履行義務にかかる会計処理について実務上の便法を適用しているため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 企業結合に関する注記

(株式取得及び簡易株式交換による会社の買収)

当社は、2021年12月15日開催の取締役会において、不動産や資産形成のコンサルティング事業を行う株式会社リコルディ（以下「リコルディ社」）の発行済株式の一部を取得し（以下「本株式取得」）、その後、当社を株式交換完全親会社、リコルディ社を株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」）を行うこと（以下、本株式取得と本株式交換を総称して「本件統合」）を決議し、株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式取得の手続きは2022年2月28日付、簡易株式交換の手続きは2022年3月1日付で完了し、リコルディ社を当社の完全子会社としております。

(1)企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社リコルディ
事業の内容	資産運用型マンションの販売・賃貸、中古住宅のリノベーション及び販売

② 企業結合を行った主な理由

当社は、この度のリコルディ社のグループ参画による連携を通じて、人生100年時代を背景に重要性の増す資産運用ニーズに応えるべく、RENOSYマーケットプレイスの商品ラインナップ拡充と、カスタマーサクセス強化による顧客のライフプランに寄り添う高付加価値なサービスの提供を目指します。また、リコルディ社においては、当社の得意とする不動産取引の電子化により、顧客満足度の更なる向上と、より高い生産性向上を実現します。そして、当社の企業理念である「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を生む世界のトップ企業を創る。」をさらに推し進め、顧客体験を向上させ、不動産購入をワンクリックで行える世界を実現することで、お客様が豊かな生活を送るための資産形成づくりに貢献してまいります。

③ 企業結合日

2022年3月1日

- ④ 被取得企業の支配の獲得方法
 当社を完全親会社とし、リコルディ社を完全子会社とする株式取得及び株式交換
 株式取得：現金を対価とする株式取得
 株式交換：当社の普通株式を対価とする簡易株式交換

⑤ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	-%
現金対価により取得した議決権比率	35.71%
株式交換により追加取得した議決権比率	64.29%
取得後の議決権比率	100.00%

(2)株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

当社とリコルディ社との間の普通株式に係る株式交換比率 7124.79 : 1

② 株式交換比率の算定方法

当社については、上場会社であり、市場株価が存在することから、市場株価法によるものとしております。東京証券取引所マザーズにおける2021年11月13日（同日含む）から同年12月13日（同日含む）までの取引日における各取引日の当社株価の終値の平均値を使用して算定をしております。

一方で、非上場会社であるリコルディ社の株式価値については、公平性及び妥当性を確保するため、独立した第三者機関に算定を依頼し、その算定結果を踏まえ、当事者間で慎重に協議のうえ決定をいたしました。

③ 交付株式数

普通株式：961,600株

(3)支払対価の公正価値及びその内訳

(単位：百万円)

種類	金額
現金	750
取得日に交付した当社普通株式の公正価値	764
支払対価の合計額	1,515

- (注) 1. 当企業結合に係る取得関連費用17百万円は、「販売費及び一般管理費」に計上しております。
2. 契約の一部として条件付対価が付されており、被取得企業の特定の業績指標の水準に応じて支払う契約であります。当社グループは当該業績指標の水準を見積った結果、条件付対価を認識しておりません。なお、条件付対価の上限額はありません。

(4)取得日における取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

支払対価の公正価値	1,515
計	1,515
現金及び現金同等物	304
営業債権及びその他の債権	6
棚卸資産	680
投資不動産	2,149
無形資産	4
その他資産	652
営業債務及びその他の債務	107
社債及び借入金	867
リース負債	2,893
その他負債	94
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	△163
のれん（注）	1,678

- (注) のれんの主な内容は、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。また、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(5)子会社の取得による支出

リコルディ社株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	金額
リコルディ社株式の現金による取得対価	△750
リコルディ社の現金及び現金同等物の残高	304
リコルディ社株式の取得による支出	△445

(6)当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けておりません。

(株式交換及び事業譲受による会社の買収)

当社は、2021年11月18日開催の取締役会において、タイ王国（以下「タイ」）にて外国人駐在員向け不動産賃貸仲介事業を手掛けるDear Life Corporation Ltd.（本社：タイ王国バンコク、以下「DLC社」）の親会社であるDLホールディングス株式会社（本社：東京都千代田区、以下「DLH社」。）について、当社を完全親会社、DLH社を完全子会社とする簡易株式交換（以下「株式交換」）を行うこと、及び当社の連結子会社であるRENOSY (Thailand) Co.,Ltd.（本社：タイ王国バンコク、以下「RT社」）を受け皿とする、DLC社からの事業譲受（以下「事業譲受」）を行うことを決議いたしました。同日付で事業譲受到に係る基本合意書を締結し、株式交換契約は2022年3月1日付、事業譲受契約は2022年3月11日付で締結しております。

簡易株式交換及び事業譲受の手続きは2022年5月1日付で完了しております。

(1)企業結合を行った主な理由

当社はこの度のDLH社及びRT社のグループ参画による連携を通じて、両社の強固な顧客・オーナー接点を活かし、RENOSYマーケットプレイス事業並びにITANDI事業をタイ市場にて展開してまいります。具体的には、当社RENOSYマーケットプレイス事業において、タイで賃貸仲介サービスを受けた日本人駐在員に対してのクロスセルが期待できます。また、ITANDI事業において、タイにおける平均所得や家賃の上昇傾向※1を通じて、SaaS市場やサービス市場の拡大、並びにプロダクト販売機会の増大を見込むことができます。さらに、当社グループのテクノロジーやマーケティングノウハウを活用し、インハウスマーケティングによる集客強化、CRM活用とエンジニアリソース提供による業務効率化、オペレーションノウハウの共有による生産性向上を目指します。加えて、タイオフィス※2統合を含む、事業運営の合理化を通じて、コスト低減や生産性向上を実現します。

※1. JETRO“2019年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査”(2019)

※2. 2020年より東南アジア地域のリサーチを目的に、調査拠点をバンコクに開設

(2)企業結合日

株式交換日 2022年5月1日

事業譲受日 2022年5月1日

(3)事業譲受の概要

① 事業譲渡会社の名称及び事業内容

名称	Dear Life Corporation Ltd.
事業の内容	日本人駐在員向け不動産賃貸仲介事業

② 事業譲受の取得対価の公正価値

現金及び現金同等物 600百万円

③ 被取得企業の支配の獲得方法

当社の連結子会社が、現金を対価とする事業譲受により被取得企業の事業を獲得したことによるものです。

(4) 株式交換の概要

① 取得企業の名称及び事業内容

取得企業の名称	DLホールディングス株式会社
事業の内容	子会社の経営管理

② 株式交換の取得対価の公正価値

取得日に交付した当社普通株式（281,800株）の公正価値 279百万円

③ 被取得企業の支配の獲得方法

当社を完全親会社とし、DLH社を完全子会社とする株式交換

④ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	-%
株式交換により取得した議決権比率	100%
取得後の議決権比率	100%

⑤ 株式の種類別の交換比率

当社とDLH社との間の普通株式に係る株式交換比率 35.23：1

⑥ 交換比率の算定方法

当社については、上場会社であり、市場株価が存在することから、市場株価法によるものとしております。東京証券取引所マザーズにおける2021年11月16日の当社株価の終値を使用して算定をしております。

一方で、非上場会社であるDLH社の株式価値については、公平性及び妥当性を確保するため、独立した第三者機関に算定を依頼し、その算定結果を踏まえ、当事者間で慎重に協議のうえ決定いたしました。

(5)取得日における取得資産及び引受負債及び支払対価の公正価値の内訳
(単位：百万円)

支払対価の公正価値	
現金	600
取得日に交付した当社普通株式の公正価値	279
計	879
現金及び現金同等物	322
営業債権及びその他の債権	164
その他資産	193
営業債務及びその他の債務	31
リース負債	13
その他負債	15
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	619
のれん（注）1、2	259

- (注) 1. 取得資産及び引受負債の額については、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な情報に基づいて暫定的に算定しております。取引日に存在していた事実及び状況について取得日から1年以内に新たな情報が生じ、上記の金額に修正又は追加がある場合には、取得時の会計処理を修正することとなります。
2. のれんは、期待される将来の超過収益力を反映しています。
3. 当企業結合に係る取得関連費用64百万円は、「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(6)取得に伴うキャッシュ・フロー

(百万円)	
種類	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	△600
取得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	322
合計	△277

(7)当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

(株式取得による会社の買収)

当社の連結子会社であるイタンジ株式会社（以下、「イタンジ」）は、2021年10月29日に締結した株式譲渡契約に基づき、2022年9月1日に以下の通り、株式会社ダンゴネット（本社：東京国分寺市、以下「ダンゴネット社」）の株式を取得しました。

(1)企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ダンゴネット
事業の内容	不動産業界向けソフトウェアパッケージの開発・販売・保守 受託システム開発

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、この度のダンゴネット社のグループ参画による連携を通じて、イタンジが提供する製品ラインナップの拡充と、両社の顧客基盤を活かした相互のサービス展開を図ってまいります。また、両社プロダクト間のデータ連携を加速させることで、顧客満足度の更なる向上と、高い生産性向上を実現します。そして、当社の企業理念である「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を生む世界のトップ企業を創る。」をさらに押し進めるべく、不動産賃貸領域における業務課題の解決に貢献してまいります。

③ 企業結合日

2022年9月1日

④ 被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

⑤ 取得した議決権比率

80.95%

(2)支払対価の公正価値及びその内訳

(単位：百万円)

種類	金額
現金	566

- (注) 1. 当企業結合に係る取得関連費用7百万円は、「販売費及び一般管理費」に計上しております。
2. 契約の一部として取得対価に含まれない支払（上限額200百万円）が付されており、企業結合とは別個に認識した、ダンゴネット社の旧所有者に報酬を与える取引のための支払です。その支払は、継続雇用が条件となっており、条件となっている期間に亘って、現金で交付することがあります。

(3)取得日における取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

支払対価の公正価値	566
計	566
現金及び現金同等物	77
営業債権及びその他の債権	4
使用权資産	16
繰延税金資産	51
その他資産	80
営業債務及びその他の債務	23
社債及び借入金	144
リース負債	15
その他負債	33
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	13
非支配株主持分	2
のれん（注）1、2	555

- (注) 1. 取得資産及び引受負債の額については、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な情報に基づいて暫定的に算定しております。取引日に存在していた事実及び状況について取得日から1年以内に新たな情報が生じ、上記の金額に修正又は追加がある場合には、取得時の会計処理を修正することとなります。
2. のれんの主な内容は、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。また、税務上損金算入を見込んでいない金額はありません。

(4)子会社の取得による支出

ダンゴネット社株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	金額
ダンゴネット社株式の現金による取得対価	△566
ダンゴネット社の現金及び現金同等物の残高	77
ダンゴネット社株式の取得による支出	△489

(5)当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	527円37銭
(2)基本的1株当たり当期利益	10円98銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	7,219	8,815	1,911	10,727	2,548	2,548	△0	20,494	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	19	19		19				38	
当期純損失(△)					△375	△375		△375	
自己株式の取得							△0	△0	
株式交換による増加		1,044		1,044				1,044	
そ の 他					△60	△60		△60	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	19	1,063	-	1,063	△436	△436	△0	645	
当 期 末 残 高	7,238	9,878	1,911	11,790	2,112	2,112	△1	21,140	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	7	7	9	20,512
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				38
当期純損失(△)				△375
自己株式の取得				△0
株式交換による増加				1,044
そ の 他				△60
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	55	55	93	148
当 期 変 動 額 合 計	55	55	93	794
当 期 末 残 高	62	62	102	21,306

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

- ・販売用不動産

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資有価証券のうち、投資事業有限責任組合の出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ・未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース

取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース

取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)繰延資産の処理方法

- ・株式交付費
- ・社債発行費

支出時に全額費用処理としております。

支出時に全額費用処理としております。

(4)引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② アフター保証引当金

アフター保証が付帯された契約について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依じて）収益を認識する

当社は、不動産売買事業を主な事業としております。不動産売買事業は主に投資用区分所有マンションの販売に区分され、主な収益を以下のとおり認識しております。投資用区分所有マンションの販売は、仕入から販売までを一気通貫体制で一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。取引価格は不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時期に売買代金の支払いを受けております。

当該事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、売上収益に含まれる変動対価等の金額に重要性はありません。また約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(6)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

- | | |
|---------------------|---|
| ① 外貨建金銭債権債務 | 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| ② 外貨建有価証券 (その他有価証券) | 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。 |

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当該変更による計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「車両運搬具」及び「建設仮勘定」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「車両運搬具」は3百万円、「建設仮勘定」は7百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式、関係会社出資金の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式評価損 -百万円

関係会社株式9,565百万円（うち、株式会社神居秒算株式891百万円）

関係会社出資金322百万円（うち、積愛科技（上海）有限公司322百万円）

(2)計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式及び関係会社出資金は市場価格がないため、実質価額と帳簿価額を比較検討することにより減損判定を行っております。実質価額の算定に当たっては、純資産に超過収益力を加味しております。超過収益力の毀損の有無は、経営者により承認された事業計画等を基礎として検討しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、財政状態の悪化や超過収益力の毀損が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社神居秒算及び積愛科技（上海）有限公司は、中華圏の投資家等と日本の不動産をマッチングするプラットフォーム「神居秒算」サイトを提供しており、「神居秒算」を通じて中華圏の投資家等を日本の不動産会社に送客することにより送客手数料等を受け取る事業（以下、神居秒算事業）を行っております。

株式会社神居秒算株式及び積愛科技（上海）有限公司出資金の純資産額を基礎とした価額は、帳簿価額の50%を下回っているものの、超過収益力を反映させた実質価額は取得原価に比べて50%程度以上低下していないため、減損処理を行っておりません。株式会社神居秒算及び積愛科技（上海）有限公司に係る超過収益力の毀損による実質価額の著しい低下の有無の評価のための主要な仮定は、反響数、成約率、単価及び反響獲得コスト等です。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、神居秒算事業においては、国境を越えた取引の困難化に伴う販売活動の停滞が継続しており、今後も一定程度影響が残るものの、2023年10月期以降徐々に回復に向かうものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

長期預金	10百万円
棚卸資産	744百万円
計	754百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	937百万円
1年内返済予定の長期借入金	20百万円
長期借入金	59百万円
計	1,016百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 491百万円

(3)関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	2,344百万円
② 長期金銭債権	-百万円
③ 短期金銭債務	243百万円
④ 長期金銭債務	-百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	3,283百万円
営業取引以外の取引による取引高	13百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

730株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	19百万円
資産除去債務	118
アフター保証引当金	17
減損損失	19
投資有価証券評価損	31
新株予約権	24
未払賞与	28
税務上の繰越欠損金	81
その他	25
繰延税金資産小計	365
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△186
評価性引当額小計	△186
繰延税金資産合計	179
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△91
その他有価証券評価差額金	△27
繰延税金負債合計	△119
繰延税金資産（負債△）の純額	60

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容 (注)	取引金額	科目	期末残高
子会社	イタンジ株式会社	所有 直接 100%	役員の兼務	資金の貸付	500	短期 貸付金	500
				利息の受取	0		
				債務保証	400	-	-
子会社	株式会社RENOSY X	所有 直接 100%	役員の兼任	資金の貸付	129	短期 貸付金	430
				資金の回収	2		
				利息の受取	0		
子会社	GA technologies (Thailand) Co., Ltd.	所有 直接 49%	役員の兼任	資金の貸付	600	短期 貸付金	600
				利息の受取	6		
子会社	RENOSY (Thailand) Co., Ltd.	所有 直接 0% 間接 100%	役員の兼務	資金の貸付	324	短期 貸付金	324
				利息の受取	1		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ・債務保証については、銀行借入に対し行ったものであり、保証料は受領しておりません。なお、取引金額は保証債務の期末残高を記載しております。

(2)役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取 引 内 容 (注) 1	取引金額	科 目	期末残高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	株 式 会 社 G R I T	-	業務委託	NEOBANK利 用に関するアド バイザリー業務	50	-	-
役 員 及 び その近親者	櫻 井 文 夫	被所有 直接 0.1%	当社取締役 副社長	ストックオプシ ョンの発行 (注) 2	15	-	-
役 員 及 び その近親者	松 川 誠 志	-	当社執行役員	販売用不動産の 販売	25	-	-
役 員 及 び その近親者	クック ジュ リアン 聖也	被所有 直接 0.2%	当社執行役員	販売用不動産の 販売	48	-	-
役 員 及 び その近親者	安藤 功一郎	被所有 直接 0.8%	当社執行役員	販売用不動産の 販売	40	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・業務委託料については、一般取引条件に基づき交渉の上、決定しております。
- ・販売用不動産の販売価格については、市場価格等を勘案し、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。
- ・株式会社GRITは当社代表取締役副社長執行役員である櫻井文夫が代表を務める会社であります。

2. 2022年8月25日の取締役会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の発行であります。なお、「取引金額」欄には、当期における新株予約権の発行による払込金額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	578円98銭
(2) 1株当たり当期純損失 (△)	△10円42銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。